

議案第26号

境港市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

境港市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月14日 提出

境港市長 伊達 憲太郎

境港市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の4の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 令和6年能登半島地震災害の被災者に係る個人市民税の特別措置

令和6年能登半島地震により住宅や家財等の資産に生じた損失について、従来であれば令和7年度分の個人市民税(令和6年分所得)からその損失金額を雑損控除の適用対象とするところ、納税義務者の選択により令和6年度分の個人市民税(令和5年分所得)において控除適用対象とすることができる特例の創設。

2 施行期日

公布の日

議案第27号

財産を無償で貸し付けることについて

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月14日 提出

境港市長 伊達憲太郎

1 財産の内容

旧誠道小学校土地並びに校舎他建物、工作物及び設備一式（体育館及びプールに係る建物、工作物及び設備一式を除く。）

- (1) 土地 所在 境港市誠道町2062番地外2筆
面積 18,648.92㎡
- (2) 校舎 鉄筋コンクリート造3階建、延床面積3,052.6㎡
- (3) その他 附属する建物、工作物及び設備一式

2 相手方

- (1) 所在地 鳥取県鳥取市南隈418番地
- (2) 名称 株式会社SC鳥取
代表取締役社長 塚野真樹

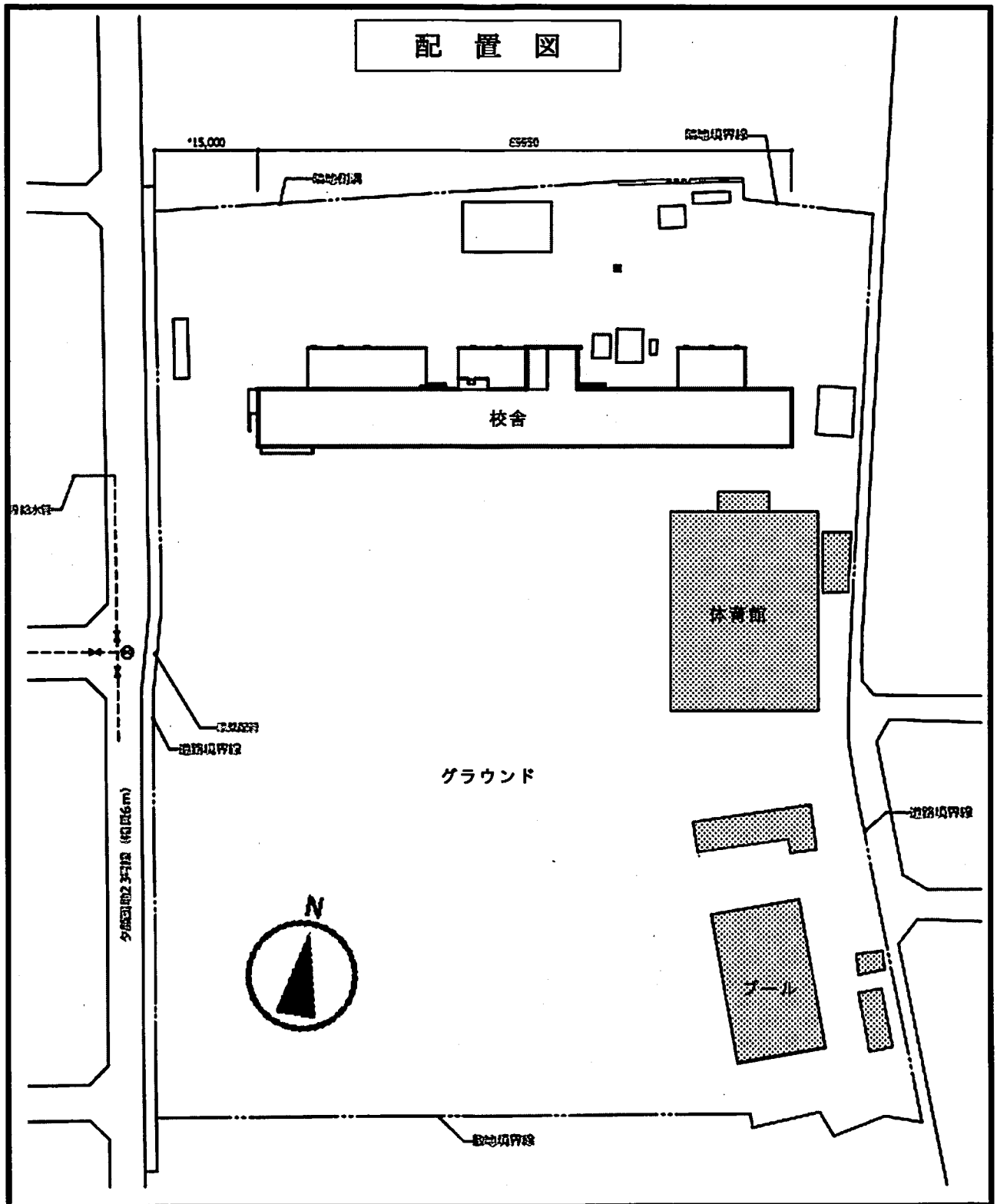
3 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 無償貸付の理由

当該相手方は、本財産を活用し天然芝スポーツグラウンド及び寄宿舎を整備するものである。学生が生活することによる地域経済への寄与、スポーツを通じた交流人口の増加等、幅広く本市の活性化に寄与するものであり、積極的に支援すべき内容であることから、無償での貸し付けを行う。

(参 考)



 …貸付対象外

(参 考)

地方自治法 (抜粋)

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)

↳ (省 略)

(5)

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(以下省略)